

## 第9回

### 行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月2日  
開会 14時50分 閉会 14時59分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子  
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸  
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥  
芳滝仁 千葉幹雄 小川純文 藤原孟  
議長 寺林俊幸
- 5 傍聴者 3名
- 6 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 北原正喜
- 7 審査事件 1 行政区のあり方に関する課題について  
2 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

## ◇ 内容

(開会 14:50)

- 委員長(中橋友子) ただいまから、行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

本日も行政区のあり方についての議論であります。先に皆さんのお手元の方に調査検討特別委員会の報告文書をお渡しさせていただきました。

一読いただけたかと思いますが、その報告書について、本日は最終的なご意見を皆さんからいただき、最後のまとめにつなげてまいりたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは早速ご意見をいただきたいと思います。

ご意見のある方、どうぞ挙手をお願いいたします。

芳滝委員。

- 委員(芳滝仁) この報告書案につきましては、議会が町側に出すものでありますから、具体的なことにはならないので、大枠でこういう形ではよかろうかとは思っておりますが、文言の整理だけ一つさせていただきたいと思います。

裏面の4のところであります。

「行政区運営費及び公区長活動費は時代の変遷や地域の実情に応じた住民自治組織の運営及び活動が継続できるよう、改善を行うこと。」このことにつきまして、令和2年度に改正された条例施行規則のところですね、行政区運営費は、予算では行政区運営費交付金となっておりますけれども、「行政区運営費は、運営費と公区長活動費の合計とし、別表2に掲げる交付基準により、それぞれの均等割と戸数割を合算した額とする。」となっております。

ですから、ここの書き方としては、行政区運営費の中に公区運営費と公区長活動費が入っているということになっておりますので、「行政区運営費」一つを書くのか、「行政区運営費(公区運営費、公区長活動費)」という形に改めるか、それは役員さんの方にお任せしたいと思いますので、そうした方がこの設置条例に沿った形の報告になるかと思っておりますので、提案をさせていただきたいと思っております。

あと、1のところを確認しておきますが、そのことを踏まえて、「行政区は維持すること。」

「制度」ということが以前は入っていたのですけれども、「制度」は入れないと。行政区というのは、今の地域だということを確認させていただくということで、発言をさせていただきました。そういうことです。

- 委員長(中橋友子) ただいま、芳滝議員より、まとめの項目の4番の文言の整理ということで、行政区の運営費を公区の条例に合わせた形での整理にするべきではないかということでありました。

そのことがより適切な表現であると私としては受け止めたいと思います。十分、相談をさせていただきまして、次回までに提出させていただくということになろうかと思っております。

よろしいでしょうか。

もう一つ、行政区は維持することということで、前回お示しさせていただきました文

章には「行政区制度」ということになっておりました。

その後に役員会で再度検討をさせていただく中で、より議員の皆さんあるいは住民の皆さんの意向を反映できる文章としては、「制度」ということを入れてしまうとこれまでと同じように、「公区制度」がそのまま残るのかという、そういったイメージを与えてしまう。

そのことも決して否定しているわけではないのですけれども、今までの議論の経過から言いますと、やはり「公区制度」そのものについての問題点も含めての議論が多々ありました。

したがって、ここで「制度」という文言を入れないことの方が、より皆さんの意向を反映する中身ではないかということで「制度」という文言を外させていただいた役員会での議論であります。皆さんはいかがでしょう。よろしいですか。

(よいの声あり)

○委員長(中橋友子) それでは、本日の議論につきましては、報告書についてのとりまとめの案を決めるということでもありますので、いただいたご意見を反映して意向に沿うようにつなげていきたい。このように思います。

いよいよ、最終的なまとめに入りますので、次回の委員会につきましては、3月の16日、本会議終了後に開催させていただきます。

皆さんどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

(閉会 14:59)